一般社団法人日本光線力学学会細則

第１条　（細則）
当法人の定款に定められたことのほかは、この細則によっておこなう。
２　本会則の変更、廃止等は、社員総会において、総社員の議決権の３分の１以上の議決権を有する社員が出席し、出席社員の過半数をもって行う。

第２条　（名誉会長及び名誉副会長）
名誉会員の中でも当法人の事業にとって特別な功績を残し、その栄誉を称えるにふさわしいとされる者については、本人の承諾を得た上で社員総会において名誉会長、名誉副会長の称号を与えることができる。

第３条　（役職定年）
当法人の理事及び監事で本会則の施行日以降 3 月 31 日の時点で満７０歳に達した者については、その事業年度の最終の社員総会終了時を以て退任(或いは、辞任)するものとする。任期を残し辞任する役員がいる場合には、その役員の交代役員を選任することができる。　但し任期は、前任者の残余期間とする。
２　評議員及び各委員会委員長職についても１項に準ずる。

第４条　（委員会）
当法人は次の委員会を置く。
規約委員会
ガイドライン委員会
編集委員会
教育委員会
倫理委員会
安全委員会
役員選出委員会
渉外委員会
保険委員会
財務委員会
２　委員会の改変は理事会決議を以て行う。
３　委員長及び委員は会員の中から理事会が指名し選任する。
４　委員長及び委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。　ただし、再任を妨げない。
５　任期満了前に退任した委員の補欠は、選任しない。

第５条**（学術講演会）**

学術講演会は会長が主催し，年１回以上開催する．

２　学術講演会における筆頭研究発表者（招聘演者は除く）は，この法人の会員に限る．

３　学術プログラム委員会は学術委員会と会長及び副会長がそれぞれの在任期間に限って指名する若干名とで構成する．

第６条**（セミナー，講習会等）**

この法人は，セミナーや講習会を開催する．

第７条（会費等）

この法人の会費は，定款第８条の規定により，2026 年度分より次に掲げる額とする．

年会費

正会員　　8,000 円（個人のみ）

学生会員　　無料（個人のみ）

賛助会員　一口 100,000 円、一口以上（法人）

附則

１　この細則は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。

１　この細則は、令和 7 年 11 月 24 日開催の社員総会において承認された。

施行は令和 7 年 11 月 25 日より有効とする。